

令和 8 ・ 9 年度

青梅市物品買入れ等小規模契約希望業者登録資格審査申請書提出要領

青梅市が発注する物品の買入れおよびその他の契約（工事の請負契約、設計・測量・地質調査等の委託契約および機械設備等の設置を除く。）のうち、競争入札に付する案件以外の契約（小規模契約）について業者登録を希望される方は、下記により資格審査の受付を行いますので、申請書を提出してください。

なお、この業者登録では競争入札に参加することはできませんので、競争入札に参加を希望される方は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる競争入札参加資格申請を行ってください。

記

1 登録の有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで（2 年間）

ただし、令和 8 年 3 月 1 6 日（月）以降の受付分については、登録承認日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとなります。

2 受付日時等

(1) 受付期間

令和 8 年 2 月 2 日（月）から随時。ただし、土曜日、日曜日および祝日（休日）を除く。

(2) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までは除く。）

(3) 申請方法

申請書類を持参

(4) 受付場所および問合せ先

青梅市役所 4 階 総務契約課契約係

電話番号 0 4 2 8 - 2 2 - 1 1 1 1

（内線 2 4 8 4 ・ 2 4 8 5 ・ 2 4 8 6）

(5) 申請書（写し）の交付

審査後、有資格者と決定した場合は、受付印を押印した申請書の写しを、原則として申請のあった電子メールアドレス宛てに交付します。

3 申請資格条件等

申請できる事業者は、次の条件を満たす方です。

- (1) 法人の場合は、青梅市内に本店の登記があること。個人の場合は、青梅市内に住民登録があること。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる競争入札参加資格登録を行っていないこと。
- (3) 法人の場合は、法人市民税および固定資産税・都市計画税を、個人の場合は、市民税・都民税および固定資産税・都市計画税を滞納していないこと。
- (4) 個人の場合は、契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 登録・免許・許可（以下「許可等」という。）を営業の要件とする業種について、当該許可等を受けていること。

4 青梅市物品買入れ等小規模契約希望業者登録資格審査申請書(様式1)の記入方法

項 目	説 明
商号または名称	本社の商号または名称（個人の方で商号登記をしていない場合は、屋号または個人名）を記入してください。
代表者職名	会社の代表権のある役員の職名を選択してください。
代表者氏名	会社の代表権のある役員の氏名を記入してください。
本店所在地・住所	所在地が登記上の本店所在地や住民票の住所（以下「登記簿等の記載住所」という。）と同一である場合には、登記簿等の記載住所を記入してください。
使用印を登録する場合	使用印を登録した場合、青梅市との契約について、以下の範囲で使用印を使用することになります。 1 見積りおよび入札について 2 契約に関すること 3 保証金または保証物の納付ならびに還付請求および領収について 4 支払金の請求および領収について 5 支払期の来た利札の請求および領収について
総従業員数	申請日現在の総従業員数を記入してください（派遣社員、出向社員、パート、アルバイト等は含みません。）。
資本金	申請日現在の資本金額を千円単位（千円未満切捨て）で記入してください。
営業年数	法人の場合は登記年月日から、個人の場合は創立年月日から申請日までの営業年数を記入してください。1年未満は切り捨ててください。
代理人を設定する場合	代理人の氏名・住所等を記入してください。 委任状（様式2）の提出が必要です。

5 提出書類

No	提出書類	説 明	法人	個人
1	青梅市物品買入れ等小規模契約希望業者登録資格審査申請書（様式1）	青梅市物品買入れ等小規模契約希望業者登録資格審査申請書（様式1）の記入方法を参照してください。	○	○
2	申請業種（様式1別紙）	①登録を希望する取扱品目に○を付けてください。取扱品目は複数選択可能です。ただし、営業種目が10種目以内に限ります。 ②許可等が義務付けられている業種については、その許可等を有していることが必要です。 ③物品販売業でメーカー等との間に代理店・特約店の契約行為がある場合は(3)代理店・特約店等の状況を記入してください。	○	○
3	委任状（様式2）	契約に関すること等について、代表者の権限の一部を代理人に委任する場合は提出してください。	必要な場合	必要な場合
4	市税納付状況調査承諾書（様式3）	（納税証明書等の提出は不要です。）	○	○
5	印鑑証明書 （個人の場合は印鑑登録証明書）	（写しは不可）	○	○
6	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	現に効力のある謄本（申請日前3か月以内に発行されたもの）です。個人の場合でも商号を用いる場合は履歴事項全部証明書（登記簿謄本）を添付してください。（原本の提示があれば写し可）	○	商号登記をしている場合 ○
7	身分証明書	本籍地の市区町村長が発行する身分証明書を添付してください。（原本の提示があれば写し可） 個人の方で商号登記をしている場合は不要です。		商号登記をしていない場合 ○

6 その他

- (1) 法人または個人により提出書類が異なりますので、上記により提出書類を確認してください。
- (2) 必要書類の不足や、記入事項に不備がある場合は受付できませんので、内容をよく確認してから提出してください。
- (3) 登録申請を行うために必要な要件を満たさなくなったときおよび申請に虚偽の記載や添付書類等に虚偽の記載があったと判明したときは、資格を取り消します。

また、申請内容に重大な誤りがあった場合についても、虚偽申請と

みなして資格を取り消す場合がありますので、十分注意してください。

- (4) 青梅市が必要とする場合、申請者等から事情を聞いたり、追加資料を求めることがあります。
- (5) 申請した各項目については、「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）」で保護される部分を除き、原則として公表の対象になります。
- (6) 令和8年3月13日（金）までの受付分について、審査の結果、無資格と決定した場合は、令和8年3月31日（火）までに通知します。
- (7) この申請が受理され、業者登録をされたことにより、必ずしも青梅市と契約できるとは限りません。
- (8) 業者登録後、申請書類に記入した事項（名称、代表者、印鑑（使用印鑑を含む。）、資本金、所在地、電話番号等）が変更になった場合は、速やかに変更届を提出してください。届出を怠ると契約できないことがあります。
- (9) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる競争入札参加資格の登録を行った場合は、競争入札案件に参加することができるようになりますので、速やかに青梅市総務契約課契約係に申し出てください。
- (10) 建設工事等および物品買入れ等の両方に業者登録希望の場合のみ、原本が必要な証明書（5提出書類のNo. 5～7）はどちらか一方の申請書類に添付されていれば、もう一方は写しでも可とします。

以 上